

# 告 示

## 埼玉県告示第四百四十五号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

越谷市東町から草加市柿木町から八潮市八条

三郷市田中新田から三郷市早稲田七丁目

### 四 作業期間

令和元年九月一日から令和二年一月三十一日まで